

第10回 京都府後期高齢者医療協議会 会議録

(日 時) 平成25年11月19日(火) 午後3時00分～午後4時30分
(場 所) 京都府国民健康保険団体連合会 第1会議室

(出席者) ○京都府後期高齢者医療協議会委員(50音順)
今中委員、上田委員、内田委員、宇野委員、高本委員、
中島委員、廣田委員、安岡委員、山上委員
豊福医療企画課長(宮地委員の代理)
(欠席:黒川委員、高村委員、宮地委員)

○京都府後期高齢者医療広域連合事務局
岡嶋副広域連合長、坂根事務局次長、上野総務課担当課長、
黒川業務課長、ほか事務局員

1 開会

岡嶋副広域連合長挨拶

2 会長、副会長の選出

会長には、委員の互選により、今中委員が選出された。
副会長には、会長の指名により、黒川委員が指名された。

3 議事

(1) 後期高齢者医療制度の運営状況、(2)後期高齢者医療制度の動向について

(資料1～2ページ)

被保険者数・医療費の推移、決算収支の状況及び健康診査受診率の推移等の制度の運営状況、並びに後期高齢者医療制度の動向について、事務局から説明。

保険料収納率について

(委員)

保険料収納率がなぜ100%にならないのか。100%になるよう、どのような措置をとってきたか教えてもらいたい。

年金から天引きされている方は否応なしに保険料を払っている現状がある。

また、払われていない残りの約0.8%も、総額からみると非常に大きいと思う。

(事務局)

保険料収納率が100%にならない理由としては、第一に他の都道府県に転出されるなど、実際には資格を喪失しているが届出がされず、保険料の額として計上されるため、本来であれば徴収する必要のないものが含まれてしまうことがあげられる。

第二に、徴収する側において、どうしても払っていただけない場合は、差押えという手段があるが、差押えするにも法律で厳格に規定されていることから、なかなか実行できないでいることがあげられる。

そういった状況のなか、徴収率を上げるための市町村の取組みとしては、被保険者となるべく接触をもつようにして、納付いただくよう説明するといったことを積極的に行っている。

先ほど申し上げた差押えについては、厳格に規定されているが、税と連携して差押えを実行するなど、工夫もなされている。

広域連合としても、きちんと納付いただけるよう説明していくとともに、支払いが難しい場合には、減免等の活用を促していく。

(委員)

収納率について、保険料減免制度が適用された方は分母から除かれるか。

(事務局)

実際に支払わなければならない額つまり減免後の額に対する収納率である。

(委員)

保険料の年金からの天引きはいつから行われているか。

(事務局)

制度創設時から行っている。

(委員)

年金天引きが開始されてから、保険料収納率が上昇したといったような数字ではないということか。

(事務局)

そのとおり。保険料は年金からの天引きの特別徴収が原則であるが、後期高齢者医療の保険料だけを年金から天引きしているわけではなく、税や介護保険料が先に天引きされる制度になっているため、年金からは保険料を徴収できず普通徴収に切り替わることがある。これも、収納率が100%にならない要因の一つである。

後期高齢者医療広域連合の組織について

(委員)

後期高齢者医療制度は、一体的な組織だと思っていたが、以前、市町村に尋ねれば広域連合からの指示と言われ、広域連合に聞けば市町村がやっていることだと言われ、どこに聞けばよいか分からないことがあった。これは、いわば二重行政ではないか。改善は行っているのか。

(事務局)

後期高齢者医療制度については、例えば保険料でいうと、保険料の賦課は、広域連合が行い、実際にその保険料を徴収するのは市町村といったように、広域連合及び市町村で事務の分担をしながら運営することが法律上、明確に定められている。

しかし、市町村の事務となっているものであっても、この制度を運営していくうえで、当然広域連合にも責任がある。市町村が困っていることがあれば、研修を充実させるなどして、市町村が事務を円滑に進めていけるよう改善を図っていきたい。

被保険者から、組織が階層的に見えないように、またもっと分かりやすく運営していくためにも、今後とも市町村と更なる連携を図り、バックアップできることはしていく。

健診受診率について

(委員)

健診受診率の推移において、毎年度0.5%ずつ上昇していると説明していたが、停滞と表現するべきではないか。その認識に違いがあると思う。

(事務局)

この健診率については、やはり都市部、とりわけ京都市は低いが、かかりつけ医で検査を日常的に受けている方、また病院に入院されている方も母数として含んでいるため、この数字にどの程度、意味のあるものかどうか疑問に思っているのも事実である。

国の方では、母数からそのような方を除いた形での分析を進めようとしているので、もっと意味のある数字になっていくと考えている。

(委員)

やはり、分母にそういった方が入っていると正確さに欠けると思うので、取り除いた数字にするべきである。前回の協議会でもこの話が出たと思うが、1年ほど経っても、進展がないのはどうか。

(事務局)

全国的にこの数字が使われているのが現状であるが、もっと意味のある数字にするためにも、除いた形で出せるよう努力していく。

国の動向について

(委員)

この本制度について、22年度に民主党政権時に廃止といわれ、うまくいった制度を廃止するのはどうかと心配していたが、この度、制度は定着したものとして、現行制度を基本として継続していくこととなったようで安心している。

(委員)

国保については、29年度に都道府県への一元化という話となっているが、広域連合としては、似たような組織がもう一つできることを、どう考えているのか。

(事務局)

現状においては、比較する材料などもないので、何とも申し上げにくい。

③ 今後の制度運営について

(資料3～5ページ)

保険者機能としての役割、取組状況、京都府との連携強化など、今後の制度運営について事務局から説明。

市町村との連携について

(委員)

市町村とこれから連携していくといていたが、逆に言えば今までは何もしていなかったのか。

(事務局)

すべての分野において出来ていたとはいえない。今までは、この医療制度の土台部分である保険料の賦課、給付などの業務に傾注する必要があり、健康づくり事業でいえば、健診や人間ドックを受けてもらうことに留まっていた。しかし、制度が落ち着いてきたいま、市町村と話をするなかで、介護事業等との連携などによって、より被保険者に満足していただけるような総合的な健康づくり事業をやっていけるのではと考え、そういった視点で、より深い連携を進めていきたいと考えている。

健康づくり事業について

(委員)

国の26年度予算のなかで、厚労省は75歳以上の歯科健診に予算をつけようという動きがあるようだが、具体化した際は、そのあたりも保健事業として考えていただきたい。

(事務局)

前回の協議会で歯のライフステージの話が出ており、なんとか予算化でき

ないか考えていた。国が予算をとってくれるのであれば、やっていきたい。

京都府との連携について

(委員)

広域連合の府との連携について、京都府から補足はあるか。

(委員)

特に補足はないが、資料にあるように、リーダーシップを府に求めるということにおいても、府として、制度の安定的な運営に協力していくのは当然と考えている。

具体的にどういった形で、連携するかについては、保健医療対策推進協議会で議論がなされているところである。

柔整、鍼灸、あんま・マッサージ等の療養費について

(委員)

25年度の鍼灸、あんま・マッサージ等の療養費の審査は内部で行っているのか。それとも外部委託か。

(事務局)

外部委託である。

(委員)

審査において、疑義があった場合、その疑義照会の件数及びその方法は。

(事務局)

24年度については、患者調査の結果により、3,400万円分を返戻し、施術師に施術内容を確認してもらったが、この数字には単なる請求誤りの分も含まれている。

間違いと不正を見極めるのは難しいが、明らかに不正とみられるものについては、厳しく対応しており、昨年8月に報道発表した事案においては、告訴を行い、先ごろ実刑判決が下されたところである。

この疑義照会が一定程度の効果が出ていると考えるので、今後とも審査方法を工夫し、対応していきたい。

一般会計の規模について

(委員)

26年度に保険者機能の充実等を掲げているが、お金の面での検討はどうなっているか。

(事務局)

基本的には一般会計から行うものであるが、予算規模は、特別会計に比べて小さく、自由に使えるお金はそこまで多くない。

ジェネリック差額通知について

(委員)

ジェネリック医薬品の差額通知の対費用効果は。

(事務局)

約260万円の経費をかけて行い、粗い推定になるが、およそ5,000万円の効果があると分析している。

(委員)

被用者保険では考えられない数字。やはり、薬の種類などが違うからかもしれない。

(4) 保険料改定について

(資料6～8ページ)

保険料の説明、次期保険料(26、27年度)の改定までのスケジュール等の説明。

保険料改定について

(委員)

来年度は、診療報酬の改定があるが、まだ改定率は決まっていない状況。それを踏まえると、保険料額は今年度中に決められないのではないか。

(事務局)

国から12月末までに、ある程度の数字が示されると聞いている。2月の定例会には議決を得る必要があることから、それまでには保険料額を計算する。

(委員)

今回の改定で、27年度の保険料も決定されるということだが、消費税が27年度中に10%になるか分からない状況のなか、どう考えている。

(事務局)

そういったことも考慮したうえで、計算していく。

(委員)

収入の見込額について、ほとんどが国・府等からの予算であり、決められた額をもらっているとのことであるが、例えば費用額がどんどん膨らんでも良いという姿勢であれば、広域連合には他に収入がないことから、もらった予算内でやっていけばいいということか。

(事務局)

この負担の枠組みはなんとか維持できている状況である。国からもらっている国庫負担金等は税金であり、どんどん費用額が増えれば、それだけでは賅えなくなるので、被保険者の保険料の負担率を上げざるを得ない状況とな

りかねない。そのため、なんとかして費用額を抑えなければならない。

(委員)

収入額の約半分が国・府からで、協会けんぽや健保組合その他の保険者から4割近くを負担いただいている。

(委員)

協会けんぽは、大きな赤字を抱えているという非常に厳しいなか、ギリギリの支援をしている。高齢者支援分が財政上大きな負担となっていることを報告しておきたい。

協議会について

(委員)

この協議会の立ち位置は。

(事務局)

制度を運営していくにあたり、委員の皆様から意見をちょうだいし、施策に反映させ、制度をよりよく運営することを目的として設置しているものである。

また、昨年度は、いただいた意見を今年度（25年度）予算にも反映させている。

4 閉会